

なぜ干潟を守るのか —環境NGOの役割—

MOVEMENT AND ROLE OF THE ENVIRONMENTAL NGOS

IN CONSERVATION OF TIDAL FLAT IN JAPAN

花輪伸一

Shin-ichi HANAWA

WWF ジャパン自然保護室 (〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14)

Tidal flats are decreasing by the landfill and reclamation in Japan. Tidal flats are important for the conservation of biodiversity, sustainable fishery, water clarification, recreation, and environmental education. Many NGOs continue their activities, and are making networks nationally and internationally under the Ramsar Convention. The history of tidal flats NGOs were briefly described. It is necessary for the conservation and restoration of the tidal flats that NGOs, government, contractor, and stakeholders sit at around table to discuss and reach a consensus.

Key Words : NGOs, conservation of tidal flat, Ramsar Convention, catchment management, consensus of stakeholders

1. はじめに

1997年4月14日, 国営諫早湾干拓事業(農水省)のハイライトである潮受け堤防の閉め切りが行われた。潟土(有明粘土層)の堆積が25mに達し, 干満差が大きく潮流の速い諫早湾の閉め切りは難工事であり, 最新の技術や細心の仕掛けなど, 多くの努力がなされたことは間違いない。しかし, その斬新な技術と巨大な干拓事業を賞賛する声は聞こえてこなかった。

293枚の鉄板が, わずか45秒の間に次々と干潟に打ち込まれる映像は, ニュースとして日本全国に流された。その反響は大きく, 自然破壊, 生命軽視, 不必要な公共事業, 税金の無駄遣い云々と非難の声がほとんどで, 世界最大のギロチン(長さ1,200m)とまで言われている。その後, 干潟や湿地に係わる環境NGOは, 毎年4月14日を「干潟を守る日」と定め, 全国各地で, 干潟や野鳥の観察会, 自然保護に関するシンポジウムなどのイベントを開催し, シンボルとなった諫早湾潮受け堤防の開放とそれぞれの地域の干潟, 湿地の保全を訴えている。2002年の干潟を守る日には, 全国で59のグループが76のイベントを実施した。

干潟の保護運動は, 日本では1960年代から始まっているが, 全国的な問題として一般市民の関心を

とらえ, 報道され, 国会で論議され, 関係学会でも話題になり, 社会的に重要な環境問題としてあつかわれるようになったのは, この諫早の「ギロチン」がきっかけだったと言えるだろう。

この報告では, 環境NGOの視点から, 干潟の価値, 現状, 保護運動の流れ, 国際的な動向, 今後の課題などについて簡単にまとめた。

2. 干潟の価値, 役割

干潟は, 内湾や河口域に発達する平坦な砂泥性の潮間帯で, 魚介類の生産の場所として, 潮干狩りの場所として, 古くから活用されてきた。干潟の役割, 価値, 重要性は, おおよそ以下のようにまとめられる^{1), 2), 3) 4)}。

(1) 生物多様性の保全

干潟には, 無数のバクテリア類や藻類, ゴカイ類やカニ類, エビ類, 貝類などの豊富な底生動物, いろいろな魚類(特に稚魚)などが生息する。また, 渡り鳥のシギ・チドリ類, カモメ類, カモ類, サギ類など多くの鳥類が採食, 休息のために飛来する。自然の干潟には, 干潟前面の浅海域に藻場(海草や海藻)が広がり, 後背地に塩性湿地(草地やアシ原)や樹林(マツ林など)があり, 多様な環境になって

いる。干潟に生育、生息する生物の種数、個体数は、サンゴ礁や熱帯雨林に匹敵すると言われ、生物多様性の宝庫となっている。

(2) 漁業生産の場

干潟や浅海域の藻場は、魚類の産卵場、稚魚の成育場所となっている。そのため干潟は多くの魚類にとってライフサイクルの上で不可欠である。沿岸漁業、沖合い漁業にとって、干潟で稚魚になり沿岸や沖合で成長する魚類は、持続的利用が可能な資源である。同様に、干潟では、アサリ、シオフキガイ、アカガイなど多くの貝類、クルマエビ、クマエビ、シバエビ、アキアミなどの多くのエビ類が、産業上重要である。支柱式のノリ養殖も干潟で行われる。干潟の海である有明海では、かつて1 km²あたりの魚介類生産量は20tを越えていた²⁾。また、産業ではないが、干潟周辺の家では、夕食のおかずとして干潟の貝類などを採集する「おかず漁」が行われている。諫早干潟の場合には、アゲマキ、アサリ、カキなどの貝類やハゼ、ムツゴロウなどの魚類がその対象であったが、干潟が失われてからは現金でおかずを買うことになった。

(3) 水質浄化作用

陸域で作られた有機物は、河川をとおして海に流れ込む。有機物は、森林や草原に由来する自然の栄養塩だけでなく、流域の生活雑廃水や農業・畜産業から出る排水も多量に含んでいる。これらの有機物、栄養塩は、干潟の生物の食物連鎖に取り込まれることによって浄化される。水中の栄養塩は、光合成を行う干潟表面のケイソウ類や海水中を漂う植物プランクトンによって取り込まれる。これらは動物プランクトンに、さらにそれらは魚類や貝類によって食べられる。約3cmの大きさのアサリ1個体は1時間に1,000mlの海水を濾過する能力を持っている¹⁾。泥や砂粒に付着した有機物は、ゴカイ類やカニ類に取り込まれる。さらに、鳥類は底生生物を食物とし、人間は魚介類を漁獲して、これらを陸域にもどす役割を担っている。

干潟による水質浄化力が低下すると、すなわち、底生生物が減少すると、特定の植物プランクトンが大発生し、赤潮が頻発しやすくなる。また、海底の巨大な浚渫穴や窪地に有機物がたまり、これを分解するバクテリアによって酸素が消費された場合には、無酸素水塊となって表層に現れることがある(青潮)。青潮も赤潮も魚類や底生生物にとっては大きな打撃を与える現象であるが、健全な干潟がある場合には発生頻度は低い。

なお、干潟、浅海域の浄化力については佐々木⁵⁾に詳しい。

(4) 渡り鳥の渡来地

干潟は、シギ・チドリ類、カモメ類、カモ類、サギ類などの渡り鳥の渡来地になっている²⁾。なかでも、大部分のシギ・チドリ類は、渡りの中継地と越冬地を干潟に依存している。シギ・チドリ類は、アラスカやロシアの北極圏のツンドラで営巣し(6-7月)、日本には、繁殖地に向かう春の渡り(4-5月)、越冬地に向かう秋の渡り(8-10月)の時期に飛来し、インドネシア、オーストラリア等で越冬する(11-3月)。これらの鳥類は、重要な自然資源として位置づけられ、渡り鳥保護条約(日米、日ロ、日豪、日中)で保護対象とされている。ラムサール条約では、1996年の勧告⁶⁾に従い「シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」が設立され、東アジア-オーストラリアの各国が、重要な生息地である干潟をネットワークに登録している。

千葉県谷津干潟は、ラムサール条約登録地および上記ネットワーク参加地であり「谷津干潟自然観察センター」が設置され、スタッフが常駐して来訪者の対応に当たっている。干潟と渡り鳥を環境教育やバードウォッチングの対象として有効活用している。

(5) レクリエーション

日本では、花見や紅葉狩りと同様に、春の大潮時の「潮干狩り」が風物詩であった。現在では、潮干狩りはやや廃れてしまった感があるが、続いている地域もあり、場所によっては商業的に行われているところもある(外国産のアサリを事前にまいておくところもあるが、これは移入種としてその土地固有のアサリを駆逐するおそれがあり、問題である)。また、趣味としてのバードウォッチングには、種数、個体数とも多くの野鳥を見ることのできる干潟が適している。一方、底生生物の観察というほどではないにしろ、子どもたちにとって、干潟の泥を掘り、カニ類や貝類を発見する面白さには、格別のものがある。干潟は、遊びから学習まで、多様なレクリエーションに対応できる素材を有している。

(6) 環境教育

小学校で総合学習の時間が設けられてから、自然学習の分野では、干潟での自然観察が注目されている。「環境」の視点から、海辺の地形、森・川・海のつながり、水質浄化などについて学び、「生物」では、干潟の泥のなかから多様な生物を発見し、観察することができる。また、「渡り鳥」とおして、遠い外国の繁殖地、越冬地、渡りのルートに思いを馳せ、地域の干潟が国際性を持っていることに気づくことができる。また、大人にとっても、バードウォッチングや干潟の生物観察をおして、生物や自然について学習する社会教育、生涯学習の場として利用することができる。その際、自然観察センターのような施設があれば、効果はさらに高まる。

以上、干潟の価値と役割のいくつかについて述べた。国内の現存の干潟については、面積が広い、ノリ養殖など産業上重要、渡り鳥の数が多い、特別な生物（カブトガニなど）がいる、埋立や干拓の問題があるなどの場合に注目されがちである。逆に、そうでない場合には、話題にならないことが多い。しかし、水系、集水域を単位として考えれば、ひとつひとつの水系ごとの森・川・海のつながりが、物質循環、水質浄化のうえで重要なものであり、干潟はその規模に係わらず水系ごとに不可欠であると言えるだろう。ひとつひとつの干潟が重要な役割を担っているのである。

3. 日本の干潟はどうなっているのか

「豊草原の国」と言われた日本であるから、アシ原の先に干潟が広がっていたことは想像に難くない。古代人の廃棄物処分場である「貝塚」から最も多く出てくる貝殻はハイガイであり、干潟からの恵みを有効に活用していたのである。ハイガイは、諫早湾閉め切りの1か月後、ひび割れた干潟の上に累々と死殻をならべ、単位面積あたりの密度から全部で1億個体と推定された種である²⁾。古代人に限らず、日本人は、つい最近まで干潟とは大変うまくつきあってきたと考えられる。江戸時代には、江戸前（東京湾）の魚介類と近郊農村の米・野菜が、大都市江戸で消費され、その排泄物が再び東京湾と近郊農村に還流し、東京湾では干潟の生物によって水質浄化と魚介類の生産が行われるという循環型社会が成立していた^{7), 8)}。最近でも、富永健司の写真集「有明海」⁹⁾からは、1980年代の諫早湾の干潟と人々の暮らしをうかがうことができ、諫早湾の多面性を知るのに役立つ資料もある¹⁰⁾。

有明海についてみれば、干潟の歴史は干拓の歴史と言ってよく、中世以降、小規模な干拓がつづけられ、江戸時代の300年間に約13,000haが干拓されている。当時の干拓は、柴掘（しばがらみ）と呼ばれ、干潟に柴や竹を廻らして数年間、その根元に泥が堆積するのを待ち、盛り上がった泥地に土を運んで突き固め、堤防を造るというものであった¹¹⁾。まさに「土木」工事である。すべて人力であり、面積は数haから10数haと小規模なものであった。この方法だと、干拓で水田ができるとともに、堤防外には次第に砂泥が堆積し再び干潟が発達し、魚介類の生産の場となった。農業・漁業ともに成り立つ賢明な利用だったと言えるだろう。しかし、明治以降、特に戦後は土木技術が進歩し、大面積の干拓が行われている。この100年間に有明海では、合計12,200haが干拓されている¹²⁾。

日本で干潟が急激に失われはじめたのは、戦後になってからである。特に、1960年代以降の高度経済成長政策のもとで、東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸

内海の干潟が大規模に埋め立てられている。1990年代には沖縄で多くの干潟が埋め立てられ、有明海でも諫早干潟が干拓により失われている。埋め立ての目的は、多くの場合、工業地帯、港湾、道路、住宅地などの大規模開発であり、都市に近い遠浅の海や干潟が比較的容易に土地造成ができるためにまっさきに選ばれた。一方、干拓の目的は、米増産のための水田造成であるが、減反政策がとられてからも、畑作や牧畜などに目的が変更されて計画が強引に続行される例が多い。

環境省の自然環境保全基礎調査のデータ¹³⁾によると、干潟は、1945年から1978年の32年間に82,621haから53,836haに減少し、28,785ha(34.8%)が消滅、1978年から1992年の13年間には、さらに3,857ha(7.0%)が失われ、現存面積は1992年の時点で51,443haとなっている。これらのデータは、調査方法が異なるので単純に足しあわせることはできないが、その後の干潟の消滅、たとえば諫早湾干潟の約3,000haなどを勘案すれば、およそ60年間に半分の50%近くの干潟が失われたとみていいだろう。

面積が半減しただけでなく、干潟の質も悪化しているところが大部分である。閉め切り前の諫早湾干潟は、干潟の泥を30-50cm掘っても緑灰色がかった美しい泥色をしていたが、現在、有明海の干潟や博多湾、伊勢湾、東京湾などの干潟は、表層は泥色をしているが、数cm掘ると真っ黒な還元層が発達しているところが少なくない。これは有機物が過剰で、有機物を分解するバクテリアが酸素を消費しつくした結果である。こうなると底生生物の種と個体数は大変少なくなり、渡り鳥の渡来数も減少する。

4. 干潟を守る運動

(1)運動のはじまり

最初に、干潟の埋め立てに強く反対したのは、生活がかかっている漁民たちであった。東京湾岸の埋め立て¹³⁾、諫早湾の大干拓¹¹⁾、大分県臼杵市のセメント工場誘致¹⁵⁾など、漁業権をもとに強力な闘争が行われている。しかし、多くの場合、補償金による切り崩し、政治的圧力、環境悪化による漁業不振、後継者不足など、深刻な問題にみまわれ、漁業からの撤退を余儀なくされている。

一方、市民による干潟の保護運動が始まるのは、1970年前後である。「新浜を守る会」(東京湾新浜、千葉県市川市)、「大阪南港の野鳥を守る会」(大阪湾南港、大阪市)、「蒲生を守る会」(仙台湾蒲生海岸、仙台市)、「名古屋港の干潟を守る連絡会」(伊勢湾奥部、名古屋市)、「千葉の干潟を守る会」(東京湾奥部、千葉県)、「汐川干潟を守る会」(三河湾徳部、愛知県)など、当時の運動を担ったのは、主に干潟で野鳥観察を行っていた野鳥の会関係者が中心であり、

上記のような任意の保護グループを結成し活動を行っている。活動の目的は、シギ・チドリ類などの渡り鳥とその生息地である干潟を開発から守ることである。当時は公害や環境汚染が大きな社会問題になっており、自然保護に関しても社会的な関心が高まっていった。上記の干潟を守る運動では、行政への要請活動、自然観察会やシンポジウム、署名運動を通じての一般市民への広報、マスコミ等への働きかけなどが精力的に行われている。

その結果、運動の成果として、1970年代後半以降、行徳野鳥観察舎(市川市)、大阪南港野鳥園(大阪市)、東京港野鳥公園(東京都)、谷津干潟自然観察センター(習志野市)など、干潟と野鳥の観察施設が設置されるようになった。各地の野鳥公園は、ボランティアの参加により、自然解説や環境教育プログラムも次第に充実し、地域の社会教育の拠点、レジャーの場としても大きな役割を担いつつある。しかし、一方では、小さな野鳥公園はできたが、周辺の広大な干潟が埋め立てられてしまったことから、野鳥公園造成は埋め立ての免罪符ではないのか、という批判や反省もあり、現在残されている干潟は極力保全しようという考えのもとに、干潟保護運動がさらに継続されている。

(2) ネットワークの広がり

各地で自然発生的に始まった干潟を守る運動は、やがて国内のネットワークへと発展する¹⁶⁾。「全国自然保護連合」日光大会の干潟分科会がもとなり、1975年には愛知県の汐川干潟で、第1回「全国干潟シンポジウム」が開催された。このシンポジウムでは、各地の干潟の現状報告、公有水面埋立法の問題、入浜権や環境権、運動の方向などが議論された。しかし、3回のシンポジウムの後、この動きは休止してしまう。

新たに全国的なネットワークが構築されたのは1989年のことで、名古屋で第1回「国際干潟シンポジウム」(後に、国際湿地シンポジウムに改称)が開かれている。海外から湿地保全にかかわる専門家を招き、ラムサール条約について学び、日本の湿地保全活動を盛り上げるねらいが含まれていた。その後、このシンポジウムは、ほぼ毎年継続されている。1991年には、このシンポジウムの参加団体が中心となって、「日本湿地ネットワーク(JAWAN)」が設立された。日本湿地ネットワークは、ラムサール条約にもとづいて国内の湿地や干潟の保全活動を行うことを目的にしている。

日本湿地ネットワーク主催の国際湿地シンポジウムでは、オランダ、デンマーク、アメリカ、オーストラリアなど、湿地保全が進んでいる国々から研究者や行政担当者、活動家を招請して、湿地保全の実例や考え方、制度などを学んでいる¹⁷⁾。また、実際に海外の事例の視察も行っている。なお、シンポ

ジウムは、日本各地の干潟埋め立て問題を抱える地域で、持ち回りで開催されており、地域住民や自治体の関心を深めることにも貢献している。

日本の干潟、湿地にかかわる NGO は、ラムサール条約の履行に関しても大きな貢献をするようになっていく。WWF ジャパン、日本湿地ネットワークは、1993年のラムサール条約締約国会議(釧路市)以降、毎回、会議に参加しており、各種のロビーイング、非公式会合の開催、ブースにおける展示、海外 NGO との交流などを行っている。特に、1999年のコスタリカ会議では、「潮間帯湿地の保全と賢明な利用に関する決議」の採択に大きく貢献した。この決議は、干潟や藻場、塩性湿地、マングローブなどの湿地が、漁業、生物多様性、海岸、水質の保全や教育、レクリエーション利用など、大きな社会的、環境的価値を持っていることから、締約国に、干潟等の消失と保全状況を記録、報告し、悪影響を与える政策を見直し、長期的保全策を導入するよう求めている¹⁸⁾。

このように、市民による干潟の保護運動は、最初は地域ごとの小さな活動だったが、次第に国内のネットワークを作り上げ、ラムサール条約と出会うことでネットワークは国際的な広がりを持ち、湿地保全に関する国際貢献を果たすまでに成長している。しかし、このような発展は、干潟をめぐる環境問題が深刻化していることの現れでもあり、その意味で、課題はますます大きくなっているのである。

(3) 社会的な合意形成へ

日本の干潟を守る運動は、漁業権と生活を守る漁民の運動から始まり、市民が野鳥の渡来地を守る運動として継続したと言えるだろう。しかし、運動の流れの中で、市民自身の暮らしや社会、経済を見直さなければ、根本的な解決には結びつかないという考え方が次第に大きくなっていく。これはいろいろな分野における市民参加、情報公開を求める社会的背景とも大きく関連している。

名古屋市の藤前干潟のゴミ埋め立て問題がよい例である。藤前問題では、渡り鳥の飛来する干潟の保護から、名古屋市のゴミ問題に発展した。ゴミ問題は名古屋市および市民自身が解決すべきであり、名古屋市に残された唯一の自然干潟を廃棄物処分場にすべきではないという世論が高まった。また、環境省(当時、環境庁)は、人工干潟造成を理由に良質の自然干潟を埋め立てることは無謀であるとして、名古屋市が提案した代償措置としての人工干潟を明確に否定した¹⁹⁾。その結果、藤前干潟は保全され、ラムサール条約登録地に指定されることに方針が変更された。

一方、東京湾三番瀬、博多湾人工島、諫早湾干拓、沖縄県泡瀬干潟の開発では、それぞれの計画が、良質の自然干潟や浅海域、藻場を破壊し、生物多様性

を失わせるという大きな環境上の問題を抱えている。さらに、開発計画自体の費用対効果が悪く、計画完了後の収支が大幅な赤字になる可能性が高いという指摘もなされている。そのため、社会経済的な視点からも、不必要な公共事業、税金の無駄使いという声が、市民や NGO、研究者のあいだで強くなっている。

たとえば、泡瀬干潟の埋め立て計画は、出島方式で約 180ha の自然干潟と海草藻場を埋め立て(海草は移植するとしているが、成功する保証はない)、リゾート施設と人工海浜をつくるというものである。しかし、進出企業等の見通しはなく、埋め立てを實行しても赤字におわり、税金で補填することになるのは目に見えている。埋め立ての是非を問う住民投票条例の制定が求められ、署名は法定数を大きく越えたが、沖縄市議会で却下された。これらの例は、環境問題も然りながら、地域の深刻な社会経済問題として認知されているということを示している。

東京湾三番瀬の埋め立て問題は、千葉県知事交代後、埋め立て計画が白紙に戻され、学識者、地域住民、漁業者、NGO、それに一般公募の委員からなる円卓会議「三番瀬環境再生検討会議」が設置されて、干潟保全と再生の方向で、検討がはじめられている。これに関係している NGO は、環境団体だけでなく、地域住民による「まちづくり」のグループや政策に関する合意形成の手法を提案するグループなど、多様性に富んでいるのが特徴である。また、大分県中津市では、中津干潟および舞手川河口護岸と環境保全について議論するため「中津港大新田地区環境整備懇談会」が開かれている。これは、大分県土木建築部港湾課、中津土木事務所、中津市役所とともに、土地所有者、漁業者、農業者、自治会、市会議員、商工会、地域住民、環境 NGO、学識者、一般公募の参加者からなる協議会であり、公開で話し合いが継続されている。この利害関係者が一堂に会して話し合う方式によって、舞手川河口部の環境保全と自然公園化の方向性が検討されている。

このように、干潟の環境問題は、野鳥と自然保護の分野から、豊かな生活環境を目指した「まちづくり」へ、市民や利害関係者が政策決定過程に参加できる合意形成システムの構築へと、大きく発展しつつある。このやり方は、情報公開、市民参加の考え方をもとに、政策策定に際して利害関係者をはじめから加えて計画を作成することであり、これによって、多様性に富んだ意見を聞き、分析し、政策の失敗の可能性を低くすることができる。

5. ラムサール条約について

ここで、国際的な動きであり、干潟保護運動のバックボーンとなっているラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)

について簡単にみてみよう。ラムサール条約に関連する文献としては、歴史と解説についてマシューズ²⁰⁾があり、同条約と日本の湿地の状況について山下^{21), 22)}、辻²³⁾、また、条約の詳細や国内法との関係について村上²⁴⁾、磯崎^{25), 26), 27), 28)}などがある。

ラムサール条約は、1971年にイランのラムサールという町で国際会議が開かれ、採択されたことから、その名前がある。日本は1980年に加盟している。条約の目的は、当初は、水鳥の生息地になっている湿地の保護が中心だったが、次第に、湿地の生物多様性の保全へと範囲を広げている。湿地(Wetland)の定義は広く、自然のものから人工のものまで含まれている。湿地の自然資源を保全して賢明な利用を行うことが、条約の精神である。賢明な利用とは「湿地の生態的特性を変化させない方法で持続的に利用し、湿地からの恩恵を子孫に伝えること」である。締約国は、重要な湿地を登録し、国内法に基づいて保全する義務を負っている。また、条約は、登録湿地でなくとも保護区等の設置をとおして保全するよう勧めている。締約国会議では、湿地保全に関する多くの決議や勧告が採択されており、湿地保全の方法としては、流域全体を視野に入れた総合的管理が強調され、政策決定過程には、流域の住民、先住民の参加を不可欠としている。2001年時の締約国は124か国、登録湿地は1,073か所である。

ラムサール条約は、採択の約10年前から、IUCN(国際自然保護連合)、IWRB(国際水禽湿地調査局)など国際NGOによってはじめられた水鳥保護の国際会議がもとになっている²⁰⁾。そのため、環境NGOが関与しやすく、各国政府や研究機関との共同作業も活発に行われる。したがって、その時点での湿地保全の英知を集めたものであり、国際スタンダードの保全手法と言えるだろう。この条約の決議や勧告には、そのような意義がある。

6. 今後の課題

諫早湾干拓問題では、環境NGOが研究者と協力体制をつくり、市民版「時のアセス」を実施した²⁹⁾。これは、干拓事業再評価第3者委員会に大きな影響を与えた。また、有明海異変といわれるほどの昨今の漁業不振に関しては、漁民、市民、研究者が共同して「有明海漁民・市民ネットワーク」を結成し、干潟と漁業の再生にむけて活動を展開している。環境NGOは、干潟問題では最大の利害関係者である漁民と手を結ぶことで、さらに運動を大きくすることができるだろう。

しかし、環境問題においては、活動家の運動が先鋭化するだけでは限界があり、また、方向性が偏ったり独善に陥る危険がある。そのため、一般の、まさに普通の市民、漁民、農民、商工関係者など、ま

た、行政担当者、土木建築業界などとの意見交換、合意形成が大きな課題となっている。

一方、環境NGOや漁民に批判されつづける事業者側からの意見も重要である。これまで、そのような場はまったくと言っていいほどなかったのである。行政（官僚）、業界（土建）そして政治家が関与する多くの公共事業は、計画から実施まで、一連の手続きを踏み合法的に行われている、住民意見も聞いている、環境アセスメントも一応規則どおりにやっている、工事に際しては環境に配慮している、ルールは守っているのに、なぜ環境NGOは横槍を入れてじゃまをするのか、という意識が強いのではなからうか。このような、環境NGOと事業者側のギャップについて、問題点を分析し、対処法を考えることも大きな課題である。

今後は、いろいろな自然再生型公共事業が計画され、実行されることになるだろう。このような事業では、計画段階から、環境NGO、地域住民、利害関係者の参加を求め、公開で議論していくべきである。干潟に関して言えば、環境NGOは、ラムサール条約の精神にもとづいた集水域管理、総合的沿岸管理、湿地復元の原則と指針によって、保全や復元、再生が行われることを主張するだろう。これは国際的な合意にもとづく方針である。これからは、人工干潟や野鳥公園を造成すれば済むということでは決してないのである。

参考文献

- 1) 佐藤正典：干潟生態系と漁業の関係－諫早湾の干潟復元がなぜ必要か、よみがえれ、宝の海、岩波ブックレット No.539, 岩波書店, 2001.
- 2) 佐藤正典編：有明海の生き物たち－干潟河口域の生物多様性－, 海游舎, 2000.
- 3) 清野聡子：川から干潟を再考する, 海岸 41(2), pp.21-27, 2001.
- 4) 西條八束：内湾の自然誌－三河湾の再生をめざして－, 愛知大学総合郷土研究所ブックレット④, あるむ, 2002.
- 5) 佐々木克之：干潟浅海域の浄化力－有明海の環境悪化の要因を考える－, 科学 71(7), pp.902-911, 2001.
- 6) 奥田直久, 小林聡史：ラムサール条約第6回締約国会議の記録, 釧路国際ウェットランドセンター, 1996.
- 7) 室田武：生態系の循環を無視した経済の行方, 「自然資源の価値」シンポジウム録, pp.12-22, WWFジャパン, 1993.
- 8) 槌田敦：汚れと循環, 「循環型社会とは」シンポジウム録, pp.25-42, WWFジャパン, 1993.
- 9) 富永健司：新版「有明海」諫早湾の干潟と生活の記録, まな出版企画, 1996.
- 10) 川内知子：干潟と干拓－諫早湾と人々の暮らし, ろうきんブックレット, 長崎県労働金庫, 2000.
- 11) 山下弘文：誰が干潟を守ったか－有明海に生きる漁民と生物－, 人間選書 142, 農文協.
- 12) 花輪伸一：有明海・不知火海開発の歴史, よみがえれ, 宝の海, 岩波ブックレット No.539, 岩波書店, 2001.
- 13) 環境庁自然保護局編：日本の干潟, 藻場, サンゴ礁の現状, 第1巻干潟, 海中公園センター, 1997.
- 14) 若林敬子：東京湾の環境問題史, 有斐閣, 2000.
- 15) 松下竜一：風成の女たち－ある漁村の闘い, 朝日新聞社, 1972.
- 16) 花輪伸一：ラムサール条約と日本のNGO, 関西自然保護機構機関誌 KONC18(2), pp.173-177, 1996.
- 17) 日本湿地ネットワーク, 博多湾市民の会：和白干潟の再生を目指して－アメリカ, デンマーク, オランダの湿地再生に学ぶシンポジウム報告集－, 2000.
- 18) 小林聡史, 東梅貞義, 中尾文子：ラムサール条約第6回締約国会議の記録, 環境庁自然保護局, 2000.
- 19) 杉本裕明：官僚とダイオキシン, 第1章干潟は残った, 風媒社, 1999.
- 20) Matthews, G.V.T. (翻訳：小林聡史)：ラムサール条約その歴史と発展, ラムサール条約事務局, 釧路国際ウェットランドセンター発行, 1993.
- 21) 山下弘文：ラムサール条約と日本の湿地－湿地の保護と共生への提言－, 信山社サテック, 1993.
- 22) 山下弘文：日本の湿地保護運動の足跡（干潟を守る懲りない面々たち①）, 信山社サテック, 1994.
- 23) 辻 淳夫：ポスト釧路－日本の湿地保護の課題, 関西自然保護機構機関誌 KONC16(1), pp.21-28, 1994.
- 24) 村上興正：自然の保護と開発とラムサール条約, 関西自然保護機構機関誌 KONC16(1), pp.5-14, 1994.
- 25) 磯崎博司：ラムサール条約の現状と課題－モントルー会議から釧路会議に向けて－, 環境研究 82, pp.152-161, 1991.
- 26) 磯崎博司：ラムサール条約第五回締約国会議, かんきょう 18(7), pp.10-13, 1993.
- 27) 磯崎博司：湿地の賢明な利用, 環境情報科学 22(2), pp.14-18, 1993.
- 28) 磯崎博司：法的側面からみたラムサール条約, 関西自然保護機構機関誌 KONC16(1), pp.15-20, 1994.
- 29) 諫早干潟緊急救済東京事務所, 同本部, WWFジャパン：市民による諫早干拓「時のアセス」, 2001.